

2021（令和3）年度入学者用



高等教育修学支援制度

2021年度（令和3年度） 授業料等免除

〔10月入学料・後期（10月～3月分）授業料減免認定による免除〕

申請案内

この「申請案内」は、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）」に基づき、学部・に在籍する日本人等学生（特別永住者、永住者などを含む）のうち、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯に該当する学生を対象に実施する「高等教育修学支援制度」の入学料・授業料の減免認定により、本学が実施する入学料・授業料の免除に係る申請手続等「申請方法、申請期間など」について記載しているものです。

「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件を満たす学生は、この「申請案内」を熟読のうえ、期限までに所定の申請手続を行うようにしてください。

〔注〕この「申請案内」に記載する「高等教育修学支援制度」による入学料・授業料免除については、大学院学生、外国人留学生は申請の対象ではありません。

目 次

高等教育修学支援制度による授業料等免除の概要（はじめに）	1 ページ
高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請手順の手順	3 ページ
高等教育修学支援制度による授業料等免除の支援対象者の要件	4 ページ
高等教育修学支援制度による授業料等免除の支援対象者の要件の確認	6 ページ
高等教育修学支援制度による授業料等減免が認定された場合の減免額	6 ページ
高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請	7 ページ
1. 申請要件	7 ページ
2. 「入学料免除・収納猶予申請予定者票」の提出（新入生のみ）	7 ページ
3. 申請システムの申請登録	8 ページ
4. 必要書類の提出	9 ページ
5. 必要書類の受領	10 ページ
6. 結果発表	11 ページ
7. 個人情報の取扱い	13 ページ
8. その他	13 ページ
高等教育修学支援制度の家計急変による授業料等免除の申請	15 ページ
大阪大学授業料免除等制度の免除申請との併願申請における留意事項	17 ページ
高等教育修学支援制度の申請者・支援対象者が休退学等する場合の取扱い	19 ページ
各キャンパスの学生センター専用ポスト（申請書提出場所）所在図	21 ページ

【本申請案内の記載に関する注意事項】

- ◆「文字色が青字」で記載されている箇所は、後期（10月～3月分）授業料の減免認定の継続申請に関する記載です。
- ◆申請に影響がない範囲で、この申請案内の修正・更新を行うことがあります。また、この申請案内を補足する資料等を別途掲載することがあります。予めご了承ください。

問い合わせ先

大阪大学吹田学生センター 授業料免除担当

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1 - 1

E-mail : gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

TEL : 06-6879-7088・7089

高等教育修学支援制度による授業料等免除の概要（はじめに）

高等教育修学支援制度は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び関係政省令等により、国の認定を受けた高等教育機関（本学を含む。）に在籍する日本人等の学部学生（特別永住者、永住者などを含む）のうち、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯に該当する学生を対象とした国の統一基準に基づく経済的支援制度です（以下、同法律に基づく支援については「高等教育修学支援制度」という。）。

高等教育修学支援制度では、同制度の支援対象者の要件を満たす方に対し、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金（以下「給付奨学金」という。）の給付と、入学料・授業料の減免認定により本学が実施する入学料・授業料の免除（以下「授業料等免除」という。）の実施の両方の支援が行われます。また、両支援とも、共通の家計基準及び学力基準等の基準により採用等が決定され、かつ、給付奨学金の給付期間と連動し、入学料・授業料の減免が認定されます。

学部¹に在籍する日本人等学生（特別永住者、永住者などを含む）で、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方は、本申請案内に基づき、高等教育修学支援制度の授業料等免除の申請を必ず行うようにしてください。

重要ポイント 1 給付奨学金を併せて申請する！

高等教育修学支援制度の授業料等免除の申請を行う方は、給付奨学金の申請を併せて行う必要があります。（給付奨学金と授業料等免除のそれぞれの手続きを行っていない場合、支援を受けることができなくなります。）

高等教育修学支援制度では、原則として、給付奨学金に申請し、同奨学金に採用された方に対し、給付奨学金で認定された支援区分及び受給期間等を適用して、入学料・授業料の減免のみなし認定を行う取扱いが法令で定められています。

高等教育修学支援制度の授業料等免除を本学が実施するにあたっては、他の奨学金等との併給制限などで給付奨学金を申請できない事情を本学に事前相談している場合を除き、給付奨学金の申請を必ず行っていないとなりません。

重要ポイント 2 「大阪大学授業料免除等制度」には申請できません！

令和3年度入学者は、原則、本要項の高等教育修学支援制度とは異なる別制度（別基準）として従来から選考を実施している「大阪大学授業料免除等制度」には免除申請できません。

重要ポイント 3 支援対象者の該当または非該当の確認を！

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たし、同制度の支援を受けられる権利がある状況に関わらず、本学が定める期限までに所定の申請手続を行わない場合は、せっかくの国からの支援が受けられず、自身の不利益につながる可能性があります。

学部¹に在籍する日本人等学生（特別永住者、永住者などを含む）の方は、支援対象者の要件の該当の可否を父母等（生計維持者）と相談のうえ必ず確認してください。また、支援対象者の要件に該当する場合は、期限までに給付奨学金及び授業料等免除の申請を行ってください。

なお、現時点で、支援対象者の要件に該当しない場合でも、学部在籍中に家計の経済状況の変化により支援対象者の要件に該当することがありますので、前年の所得及び当年の住民税が確定し所得（課税）証明書が発行される概ね毎年6月に該当の可否を必ず確認してください。

重要ポイント4 支援対象者（採用者）に認定された場合！

本学の学部在籍中に、高等教育修学支援制度による①授業料等免除及び②給付奨学金の申請を行い、授業料等の減免が認定され、授業料等を免除された方（給付奨学金採用者）は、卒業するまで同制度の支援対象者（採用者）となります。学部在籍中に支援の打ち切りが無い限りは、休学等による停止期間を除き、最大支援月数（学部4年課程は48ヶ月、学部6年課程は72ヶ月）の範囲で、給付奨学金が支援区分に応じて給付されます。また、給付奨学金の支援区分及び受給期間等に応じて本学が授業料減免を認定し、認定された減免額により、各年度各期の授業料（前期分は4月～9月分の授業料、後期分は10月～翌年3月分の授業料）に対して授業料免除を実施します。**ただし、給付奨学金は年1回、授業料免除は年2回（前後期の各期）、所定の時期（期間）に本人が次の期の継続申請を行う必要があり、次の期の高等教育修学支援制度の適用について、支援対象者の要件を満たすかどうかの審査が行われます。この審査の結果、要件を満たさず認定されなかった場合は、給付奨学金、授業料免除ともに支援の打ち切りや停止、あるいは一定の要件を満たさない場合には警告が行われる仕組みとなっています。**

また、高等教育修学支援制度で定める特定の条件（著しく学業不振な状況にある場合など）に該当したときは、支援額の返還を求めることもあります。

※採用後に本学が定める期日までに継続申請を行わなかった場合、次の期の授業料免除を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

重要ポイント5 支援対象者（採用者）が休退学する場合！

高等教育修学支援制度の支援対象者（採用者）の方が、年度末または年度当初、あるいは学期の途中で休退学等する場合や、交換留学に行く場合などは、所属する学部等において本人が所定の手続を行うこととなりますが、高等教育修学支援制度の支援に関しても、同様に所定の手続を行わなければなりません。これは、高等教育修学支援制度の給付奨学金、授業料等免除を申請中の方も同様です。

休退学等の学生異動がある場合は、学生センターに速やかに申し出るようにしてください。また、予定の段階であっても、休退学等の学生異動が見込まれる場合は、学生センターに事前相談または問い合わせを行うようにしてください。

なお、学期の途中で休退学等の学生異動がある場合における、高等教育修学支援制度による授業料の減免認定は、本学の学部学則及び学生納付金規程に規定される正規の納入額のうち支援対象期間（月数）分のみを対象に認定し、授業料免除が実施されます。

高等教育修学支援制度の支援対象者（採用者）の方、あるいは申請中の方が、例えば、4月末日で退学する場合などは、高等教育修学支援制度による授業料等免除の実施額が特別な取扱いとなります。学期の途中で休退学等する場合は、納入額も含めて確認等を行うようにしてください。

高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請手続の手順（希望者は必ず確認）

高等教育修学支援制度による授業料等減免の認定を受ける場合には、概ね、以下の流れのとおり、手続を行ってください。

① 高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を確認する

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たすかどうかの該当の可否を父母等（生計維持者）に相談のうえ、まずは確認してください。支援対象者の要件を満たす（満たす可能性がある）場合は、必ず以下の②以降の入学料・授業料免除の申請手続を行ってください。なお、**高等教育修学支援制度により授業料等免除となった場合、以降、半期ごとに、次の期の授業料免除の継続申請の手続が必要となります。その場合も、必ず以下の申請手続を行ってください。**

※高等教育修学支援制度は、給付奨学金と授業料等の減免の2つの支援を合わせた制度です。この制度による支援を受けるには、原則給付奨学金に申請し、採用される必要があります。採用された給付奨学金の支援区分により授業料等の減免を決定しますので、必ず給付奨学金の申請手続も行ってください。（注1参照）

② 「申請案内」の内容を確認する

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす（満たす可能性がある）場合（**または継続申請を行う場合**）は、各期（前期：2月末頃、後期：8月末頃）の「申請案内」を確認し、所定の申請手続を行ってください。

③ 「入学料免除・収納猶予申請予定者票」を入学手続で提出する

2021年10月入学者で、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす（満たす可能性がある）場合、入学時の1回に限り、入学料免除の申請（授業料免除の申請と併せて申請）を行います。入学料免除の申請にあたっては、④及び⑤の申請手続（本申請）の事前申請（免除申請とは別の手続）として、合格時の案内に基づき入学前に行う入学手続の際に、入学料を支払わず、入学料の納入（入学料納入証明書の提出）に代えて、「入学料免除・収納猶予申請予定者票」を入学手続書類として必ず提出しなければなりません。「入学料免除・収納猶予申請予定者票」の様式は、本学ホームページ（8ページ参照）に掲載していますので、ダウンロード／印刷し、必要事項を記入のうえ、入学手続のときに提出してください。

※「高等教育修学支援制度」には入学料収納猶予がありません。入学料収納猶予の申請を希望される方は、「大阪大学授業料免除等制度」による収納猶予申請手続を行う必要があります。（注2参照）

④ 「免除申請システム」で申請情報の登録を行う

「高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム」に必要な申請情報をすべて入力の上、本申請案内に定める申請登録受付期間内に申請登録を完了してください。申請登録受付期間（期限）は厳守です。なお、「高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム」は、本学ホームページからログインすることができます。

⑤ 「免除申請システム」から印刷した申請書を保管する。受付番号は結果発表時に使用。

「高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム」の申請登録完了後に同申請システムから「申請書」を印刷し、登録した内容及び記載内容を確認し大切に保管しておくこと。なお、「申請書」の記載内容に訂正がある場合は、印刷した「申請書」の該当箇所を黒のペンで修正し提出期間内【厳守】に特定記録郵便等の配達記録が残る方法で吹田学生センター宛てに郵送してください。

注1）給付奨学金に採用されていない方は、上記申請手続とは別に給付奨学金の申請手続を期日までに行う必要があります。詳しくは、こちらを確認してください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu/new_r2

注2）高等教育修学支援制度には入学料収納猶予がありません。入学料の収納猶予申請を希望される方は、別制度である「大阪大学授業料免除等制度」により別途、入学料の収納猶予申請を行ってください。詳しくは、こちらをご確認ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/remission/system>

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び関係政省令等に基づき、概ね次のとおり定められています。給付奨学金と授業料等免除は共通基準ですが、原則、給付奨学金の採用時（適格認定時）の申請において支援対象者の要件に関する確認を行います。

（注）以下に記載する要件は簡略記載しており、詳細は法令の定めるところによります。

採用時（新規申請）における支援対象者の要件

家計の経済状況に関する要件（採用時）

【所得に関する要件】

以下の算式により算出された額について、学生及びその生計維持者（※）の合計額が以下の基準に該当する者

※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方）、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者

算出式：市町村民税（所得割）の課税標準額×6％－（調整控除の額＋税額調整額（※））

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3／4を乗じた額

基準額：	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
	3／3（全額）支援	2／3支援	1／3支援
	100 円未満	100 円以上～25,600 円未満	25,600 円以上～51,300 円未満

【資産に関する要件】

学生及びその生計維持者（※）が保有する資産の合計額が以下の基準に該当する者

※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方）、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者

基準額：	生計維持者が2人の場合	2,000 万円未満
	生計維持者が1人の場合	1,250 万円未満

対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産、負債は対象外）

学業成績・学修意欲に関する要件（採用時）

高校3年生／予約採用（申請時期：本学入学前の高等学校等在籍時の所定の申請期間）

高校2年次までの評定平均値に基づき、在籍する高等学校等において学業成績・学修意欲の確認を行う

学部1年生／在学採用（申請時期：本学に入学した月の所定の申請期間）

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1／2の範囲に属すること
- ③高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ④将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

学部2年生以上／在学採用（申請時期：本学在学中の毎年3月～4月（9月～10月）の所定の申請期間）

次の①か②のいずれかに該当する者

- ①学業成績の入学時からの通算GPA（平均成績）が在籍する学部等の上位1／2の範囲に属すること
 - ②修得単位数が標準単位数（※）以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること
- ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が、下記の「適格認定」の基準の「廃止」に該当するときは、支援対象者の要件には該当しない

※標準単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数

国籍・在留資格に関する要件

①日本国籍を有する者、②法定特別永住者として本邦に在留する者、③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、④定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者、のいずれかに該当する者

（補足）外国人留学生は支援対象者の要件には該当しない

大学に入学するまでの期間に関する要件

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過していない者又はこれに準ずる者など、法令の定めるところにより、支援対象者の「大学に入学するまでの期間に関する要件」に該当する者

（補足）学士入学又は学士編入学により入学した者は支援対象者の要件には該当しない

適格認定時（継続申請）における支援対象者の要件

「学業成績・学修意欲に関する要件」及び「上記以外に関する要件」は、該当する場合に右欄の適用を受けることになります。「家計の経済状況に関する要件」は、該当しない場合に右欄の適用を受けることになります。

学業成績・学修意欲に関する要件 時期：冬学期末頃の申請に基づき次期の支援継続等を決定

次のいずれかに該当すること ①修業年限で卒業できないことが確定したこと ②修得単位数が標準単位数（※）の5割以下であること ③出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると本学が判定したこと ④下記の「警告」の基準に連続して該当すること ※標準単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数 注）著しく成績不良である場合は、年度初めに遡って認定を取り消され、その年度で免除された入学科及び授業料を納付し、給付奨学金を返還する必要がある。	支援の廃止（打ち切り） 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病、その他やむを得ない事由がないときは返還を求める
次のいずれかに該当すること（上記の「廃止」の基準に該当する者を除く） ①修得単位数が標準単位数（※）の6割以下であること ②学業成績の当該年度のGPA（平均成績）が在籍する学部等の下位1／4に属すること ③出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると本学が判定したこと ※標準単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数	警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する（連続して「警告」に該当する場合は支援を打ち切る）

家計の経済状況に関する要件 時期：夏学期末頃の申請に基づき次期の支援区分等を決定

【所得に関する要件】

以下の算式により算出された額について、学生及びその生計維持者（※）の合計額が以下の基準に該当する者

※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方）、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者

算出式：

市町村民税（所得割）の課税標準額×6％－（調整控除の額＋税額調整額（※））

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3／4を乗じた額

基準額：

第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
3／3（全額）支援	2／3支援	1／3支援
100円未満	100円以上～25,600円未満	25,600円以上～51,300円未満

【資産に関する要件】

学生及びその生計維持者（※）が保有する資産の合計額が以下の基準に該当する者

※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方）、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者

基準額：

生計維持者が2人の場合	2,000万円未満
生計維持者が1人の場合	1,250万円未満

対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産、負債は対象外）

支援の停止または支援区分・支援額の変更

直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は支援を停止する（いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する）

支援の停止

基準額に該当しない場合は支援を停止する（基準額に該当するようになった場合は支援を再開する）

上記以外に関する要件 時期：随時該当するとき

次のいずれかに該当する場合は支援を打ち切る ①偽りその他不正な手段により支援措置を受けた者 ②大学から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上のものに限る）の懲戒処分を受けた者	支援の廃止（打ち切り） 返還を求める
次のいずれかに該当する場合は支援を停止する ①大学から休学を認められた場合には支援を停止する（復学時には学生からの申出に基づき支援を再開する） ②大学から停学（3ヶ月未満）及び訓告の懲戒処分を受けた場合、停学は停学期間、訓告は1カ月間支援を停止する（支援停止期間後には学生からの申出に基づき支援を再開する）	支援の停止

支援対象者の要件に関する留意事項

- 支援対象者の要件として以下に該当する場合も支援対象者とはなりません。
 - ・過去に在籍した高等教育機関（本学を含む）で高等教育修学支援制度の授業料等減免の支援を一度受けたことがある
 - ・本学在籍中に高等教育修学支援制度の授業料等減免の支援を受けていたが打ち切られた
- 法令等で定める斟酌すべきやむを得ない事情があると認められるとき（社会的養護を必要とする場合、傷病・災害など）は、学業成績・学修意欲に関する要件を緩和する特例措置が適用されることがあります。
- このほか、家計急変による支援の支援対象者の要件については別に定められています。15ページの「高等教育修学支援制度の家計急変による授業料等免除の申請」を参照してください。

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件の確認

高等教育修学支援制度の支援は、給付奨学金を申請し、同奨学金に採用され、受給する方に対して、本学が授業料等免除を実施する仕組みです。そのため、支援対象者の要件は、本学ホームページの「日本学生支援機構給付奨学金」関連ページを確認してください。

※文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構のホームページにも、高等教育修学支援制度の詳細な情報が掲載されていますので確認してください。

- 大阪大学ホームページ「日本学生支援機構給付奨学金」関連ページ
<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu>
- 文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援制度」特設ページ
<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>
- 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ「奨学金」ページ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

なお、支援対象者の要件のうち「家計の経済状況に関する要件」については、本人及び生計維持者（父母）の所得（住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯）の基準、資産の基準が設定されています。

独立行政法人日本学生支援機構ホームページにある「進学資金シミュレーター」を利用することにより、これらの基準を満たし、支援対象者の要件を満たすかどうか、どの程度の支援が受けられる可能性があるか等を判断するための参考調査を行うことが可能です。支援対象者となる可能性がある方は、この「進学資金シミュレーター」を必ず利用してください。

- 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ「進学資金シミュレーター」ページ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

高等教育修学支援制度による授業料等減免が認定された場合の減免額

高等教育修学支援制度の各支援区分による本学の授業料（入学料）に対する減免額の標準額

支援区分	住民税非課税世帯	住民税非課税世帯に準ずる世帯	
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
	3 / 3（全額）支援	2 / 3 支援	1 / 3 支援
授業料（年額）に対する減免額	535,800 円	357,200 円	178,600 円
授業料（半期額）に対する減免額	267,900 円	178,600 円	89,300 円
入学料に対する減免額	282,000 円	188,000 円	94,000 円

注1）授業料免除については、各年度各期の授業料（前期分は4月～9月分の授業料、後期分は10月～翌年3月分の授業料）の納入に対して実施することから、本学の場合、上記の減免額による授業料免除は、半期額に対する減免額が適用されます。

注2）本学における授業料（入学料）等の徴収方法に関しては、高等教育修学支援制度による授業料等免除の実施に関わらず、大阪大学学部学則及び大阪大学学生納付金規程に基づき取り扱うことから、高等教育修学支援制度の支援対象者が学期の途中で休学、退学及び卒業等する場合において、納入する正規の授業料が変更されるときは減免対象とする授業料も変更されることがあるため、減免額が上記によらないことがあります。

注3）高等教育修学支援制度の家計急変による支援が認められた場合の減免額は、高等教育修学支援制度で定めるところにより、その支援が一定の間、3ヶ月ごとに適格認定を行って実施されることから、その場合における減免額は上記によらないことがあります。

注4）このほか、大阪大学学部学則及び大阪大学学生納付金規程、及び高等教育修学支援制度の定めるところにより、減免額は上記によらないことがあります。

（参考）本学における正規の授業料（入学料）納入額

納入金の種類	正規の納入額
授業料（年額）	535,800 円
授業料（半期額）	267,900 円
入学料	282,000 円

高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請

1. 申請要件

(1) 入学料免除

2021 年（令和 3）年度入学の新入生

日本人等の学部学生のうち、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方で、原則として次の条件のいずれかに該当する方

- ① 高等学校等在籍時において、日本学生支援機構給付奨学金「予約採用」の申請を行い、採用候補者となった方 ※4 月入学の方は除く
- ② 本学入学時において、所定の期限までに、日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」の申請を行う方（申請中を含む） ※4 月入学の方は除く
- ③ **本学への事前相談を前提として**、本学入学時において、申請が認められる所定の期日までに、日本学生支援機構給付奨学金「家計急変採用」の申請を行う方（申請中を含む） ※4 月入学の方は除く
- ④ 他の奨学金との給付制限により日本学生支援機構給付奨学金の受給を辞退する必要があるなど、**本学への事前相談を前提として**、本学入学時において、所定の期限までに、高等教育修学支援制度の入学料減免の認定に基づく入学料免除のみの申請を行う方（申請中を含む） ※4 月入学の方は除く

(2) 授業料免除

2021（令和 3）年度入学の新入生

日本人等の学部学生のうち、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方で、原則として次の条件のいずれかに該当する方

- ① 高等学校等在籍時において、日本学生支援機構給付奨学金「予約採用」の申請を行い、採用候補者となった方
- ② 本学入学時において、所定の期限までに、日本学生支援機構給付奨学金「在学採用等」の申請を行う方（申請中を含む）
- ③ **本学への事前相談を前提として**、本学入学時において、申請が認められる所定の期日までに、日本学生支援機構給付奨学金「家計急変採用」の申請を行う方（申請中を含む）
- ④ 他の奨学金との給付制限により日本学生支援機構給付奨学金の受給を辞退せざるを得ない理由があるなど、**本学への事前相談を前提として**、本学入学時において、所定の期限までに、高等教育修学支援制度の授業料減免の認定に基づく授業料免除のみの申請を行う方（申請中を含む）
- ⑤ 日本学生支援機構給付奨学金の採用者で、所定の期限までに、次の期の授業料免除の「継続申請」を行う方
- ⑥ 他の奨学金との給付制限により日本学生支援機構給付奨学金の受給を辞退せざるを得ない理由があるなど、**本学への事前相談を前提として**、高等教育修学支援制度の授業料減免の認定に基づく授業料免除のみの申請を行い、免除を認められた支援対象者の方で、所定の期限までに、次の期の授業料免除の「継続申請」を行う方（申請中を含む）

2. 「入学料免除・収納猶予申請予定者票」の提出（10 月入学者のみ）

2021（令和 3）年 10 月入学の新入生で、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす場合、入学料減免と授業料減免はセットで支援されるため、免除申請も必ずセットで申請することになります。

入学料免除の申請では、入学手続の際に行う入学料の納入（入学料納入証明書の提出）に代えて、「入学料免除・収納猶予申請予定者票」を入学手続で提出しなければなりません。入学料は払わずに、この手続を必ず行ってください。

その後（あるいは並行して）、下記「3. 申請システムの申請登録」及び「4. 必要書類の提出」

の手続を期限までに行います。

「入学料免除・収納猶予申請予定者票」の様式は、本学ホームページに掲載しています。ダウンロード／印刷し、必要事項を記入のうえ、入学手続書類として提出してください。

- 大阪大学ホームページ「入学料免除・収納猶予申請予定者票」の様式掲載ページ
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/remission/expected_form

3. 申請システムの申請登録

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たし、この制度の授業料等免除を申請する方は、「高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム」（以下、「申請システム」という。）を利用して申請情報を入力し、期限までに申請登録を完了してください。

高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム

<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/genmen/>

申請システムの申請登録受付期間

2021年9月10日（金）0:00～2021年10月5日（火）16:30（00 秒）日本時間【厳守】

申請システムのログイン

- 新入生（2021年10月入学）の新規申請は、「新入生／新規申請」からログインしてください。
なお、新入生はログインの際に、メールアドレス（任意）と下記の新入生共通パスワードを入力する必要があります。
（注）登録は1人1件とします。異なるメールアドレスを用いて複数件の情報を登録することはできません。

新入生共通パスワード（初回ログイン用）： koutou2110

- 在學生（2021年4月入学）の新規申請**（高等教育修学支援制度の授業料等免除の支援対象者（採用者）でない方が行う申請＝高等教育修学支援制度の日本学生支援機構給付奨学金に申請予定の方）は、「在學生／新規申請」からログインしてください。なお、在學生はログインの際に、大阪大学個人IDとパスワードを入力する必要があります。
- 在學生（2021年4月入学）の継続申請**（高等教育修学支援制度の授業料等免除の支援対象者（採用者）の方が行う申請＝高等教育修学支援制度の日本学生支援機構給付奨学金採用者）は、「在學生／継続申請」からログインしてください。なお、在學生はログインの際に大阪大学個人IDとパスワードを入力する必要があります。

申請システムの申請登録に関する留意事項

- 申請システムの入力方法は「高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム入力マニュアル」を確認してください。
- 新入生（2021年10月入学）の場合、2回目以降のログインでは、初回ログイン時に表示された修正用パスワードを使用してください。なお、このパスワードは学生センターでは再発行できません。紛失すると申請できなくなりますので、大切に保管してください。
- 登録を完了するまでは、入力途中で一時保存（下書き保存）を行い、何度でも入力・修正を行うことが可能です。
- すべての項目の入力を終わったら、必ず「申請を行う」のボタンを押して登録を完了してください。

い。一時保存（下書き保存）の状態の申請情報については無効となります。なお、入力途中であっても、上記登録期間を過ぎると一切入力ができなくなります。

- 申請システムの登録を完了すると、受付番号が発行され、申請システムに登録されている“メールアドレス 1”に受付番号が記載された登録完了メールが送信されます。また、印刷する申請書に受付番号が印字されるようになります。なお、**発行された 5 桁の受付番号は結果確認等に使用します。紛失しないよう注意**してください。
- 登録を完了した後は、申請システム上で入力内容の修正を行うができません。修正が必要な場合は、印刷した申請書の該当箇所を黒のペンで直接修正（訂正印不要）してください。なお、修正テープ、付箋貼付による修正は不可とします。

4. 必要書類の提出

申請システムを利用して申請登録を完了した方は、申請システムから「申請書」の印刷を行い、印刷した「申請書」の申請情報に誤り等がないか確認を行うとともに、記載内容及び欄外の注意事項を読み、大切に保管してください。

新規申請／継続申請 共通	
提出対象者	提出書類
①他の奨学金との給付制限等で日本学生支援機構給付奨学金の受給を辞退せざるを得ない理由があり、<u>本学への事前相談（または本学からの指示）を前提として、高等教育修学支援制度の免除のみの申請を行う方</u>	本学から別途指示する以下の提出書類 該当する場合は必ず学生センターに事前相談を行ってください。事情を確認し、所定様式の配付及び提出すべき証明書類の指示を行うようにします。 ○申請者本人及び生計維持者に関する申告書「所定様式」 ○申請理由書「所定様式」 ○本人及び生計維持者の家計の経済状況に関する証明書類（課税（所得）証明書（原本）など別途指示） ○国籍・在留資格等に関する証明書類【外国籍の場合のみ】（在留カード（写）、特別永住者証明書（写）など別途指示） ○その他、家計・世帯構成の状況に応じて提出が必要な証明書類

新規申請	
提出対象者	提出書類
②日本学生支援機構給付奨学金「高校生／予約採用」採用候補者（上表①の者を除く） ※既に給付奨学金受学生である方は、この区分には該当しません。	提出書類はありません。 注）10月5日 16:30 までに申請システムの登録が完了していない場合、申請を受け付けることはできません。 また、授業料免除手続きとは別に、日本学生支援機構給付奨学金への申請手続きを期限までに行ってください。期限までに給付奨学金への申請手続きが完了していない場合、授業料免除の申請は無効になります。
③日本学生支援機構給付奨学金「高校生／予約採用」採用候補者（上表①の者を除く）以外	提出書類はありません。 注）10月5日 16:30 までに申請システムの登録が完了していない場合、申請を受け付けることはできません。 また、授業料免除手続きとは別に、日本学生支援機構給付奨学金への申請手続きを期限までに行ってください。期限までに給付奨学金への申請手続きが完了していない場合、授業料免除の申請は無効になります。

継続申請

※既に日本学生支援機構給付奨学金奨学生に採用された者が継続支援を受けるために、毎年度毎学期必要な手続き

提出対象者	提出書類
④申請者全員（上表①の者を除く）	提出書類はありません。 注）10月5日16:30までに申請システムの登録が完了していない場合、申請を受け付けることはできません。また、授業料免除手続きとは別に、日本学生支援機構給付奨学金での継続手続き（在籍報告・継続願等）の手続きも定められた期日までに行ってください。

必要書類の提出場所

大阪大学吹田学生センター

必要書類の提出期間

2021年9月10日（金）8:30～2021年10月8日（金）16:30（00秒）日本時間【厳守】

※郵送もしくは各キャンパス学生センター設置の学内提出BOXへの投函にて提出してください。

必要書類の提出方法

必要書類については、以下の宛先に提出期間内に郵送（特定記録郵便等の配達記録が残る方法）してください。

【宛 先】

〒565-0871

大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学吹田学生センター 高等教育修学支援制度授免担当 宛

※封筒表には、「受付番号A●●●● 申請書類在中」と記載してください。

必要書類の提出に関する留意事項

- 必要書類は、必ず特定記録郵便等の配達記録が残る郵送方法により以下の宛先に郵送してください。なお、国内郵便の場合は、2021年10月8日（金）の消印有効とします。翌日以降の消印分は無効となります。
- 国際郵便による郵送提出も可能ですが、国際郵便の場合は10月8日（金）必着で郵送してください。翌日以降到着分は原則として無効となります。

5. 必要書類の受領

- 学生センターにおいて、申請システムによる申請登録が完了していることが確認した後、申請システムに登録されている“メールアドレス 1”に受領確認メールを送信します。なお、申請期限日及びその数日前は申請登録が多くなることが予測され、メール送信に数日を要する可能性がありますので、予めご了承ください。
- 学生センターで申請システムによる申請登録が完了していることを確認した後、学生センターにおいて申請書等の内容を確認します。不備や不明な点がある場合は、学生センターから申請システムに登録されているメールアドレスまたは電話番号に連絡を行いますので、学生センター担当者の指示・確認に対応してください。

6. 結果発表

結果発表は以下のとおり、受付番号により、大阪大学ホームページ上で行います。

なお、高等教育修学支援制度の事務処理上の取扱いにより、同制度で定める様式による結果通知を行う必要があるため、高等教育修学支援制度の授業料等免除申請者には、ホームページ上での結果発表とは別に、大学に届け出ている申請者自身のご自宅宛てに結果通知を送付予定です(自宅宛ての結果通知の方法は予定であり、通知方法は今後変更する可能性があります。)

10月入学料免除

2021年11月末(予定)

※結果発表日等は、事前に大阪大学ホームページ等でお知らせします。

後期(10～3月)分授業料免除

2022年1月末(予定)

※結果発表日等は、事前に大阪大学ホームページ等でお知らせします。

納入が必要な場合の納入方法等

免除申請の結果が、全額免除以外の納入を要する結果となったときの納入方法等は次のとおりですが、詳細は結果発表の際に併せてお知らせします。

入学料 (免除申請の結果により入学料の納入が必要な場合)	本学から本人宛に振込依頼書を新たに郵送しますので、結果発表日から14日以内(入学料収納猶予の併願申請を行い許可された方は指定期日まで)に所定の振込手続きを行ってください。期限までに振込手続きが完了しなかった場合、大阪大学の学生の身分を失いますので注意してください。
授業料 (免除申請の結果により授業料の納入が必要な場合)	結果発表時の通知文書の記載に従い、指定する期日までに所定の授業料を納入してください 授業料の納入については、口座振替の手続きをしている場合は指定する期日の翌日以降に当該預金口座から引き落とします。 口座振替の手続きをしていない場合は、本学から本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期日までに、大学が指定する口座へ振り込んでください。

入学料免除	摘要
「給付奨学金」の採用（継続）及び適用される支援区分の決定が10月末頃までに判明している場合	「給付奨学金」の採用（継続）決定により KOAN 掲示板等で通知される支援区分が入学料免除で本学が減免を認定する支援区分となる予定ですが、入学料に対する免除の結果発表は2021年11月末（予定）に行います。
「給付奨学金」の採用（継続）及び適用される支援区分の決定が諸事情（※）により11月以降となってしまう場合	入学料に対する免除の結果発表は2021年11月末に行わず、支援区分が確定した段階で別途結果発表を行います。

授業料免除	摘要
「給付奨学金」の採用（継続）及び適用される支援区分の決定が11月末頃までに判明している場合	「給付奨学金」の採用（継続）決定により KOAN 掲示板等で通知される支援区分が授業料等免除で本学が減免を認定する支援区分となる予定ですが、後期分授業料に対する免除の結果発表は2022年1月末（予定）に行います。
「給付奨学金」の採用（継続）及び適用される支援区分の決定が12月末頃に決定している場合	「給付奨学金」の採用（継続）決定により KOAN 掲示板等で通知される支援区分が授業料等免除で本学が減免を認定する支援区分となる予定ですが、後期分授業料に対する免除の結果発表は2022年1月末（予定）に行います。
「給付奨学金」の採用（継続）及び適用される支援区分の決定が諸事情（※）により1月以降となってしまう場合	後期分授業料に対する免除の結果発表は2022年1月末に行わず、支援区分が確定した段階で別途結果発表を行います。

※給付奨学金の申請手続で提出する申請者本人及び生計維持者（父母等）のマイナンバー、その他の提出書類に不備がある場合、給付奨学金の採用決定が遅くなることがあります。

授業料等減免が認定され授業料等が免除となった場合

次の期の授業料（次年度前期分授業料）に対する授業料減免は、「高等教育修学支援制度授業料等免除（前期授業料減免）申請案内（翌年2月末公表予定）」に基づき、授業料減免の継続認定に係る授業料免除申請を行わなければなりません。**次の期も授業料減免による支援を希望する場合、本学が定める期日までに継続手続きを行わなければ、次の期の授業料減免を受けることはできませんので、十分に注意してください。（前期分：3月上旬～4月上旬予定、後期分：9月上旬～10月上旬予定）**

授業料等減免が認定されず授業料等が免除とならなかった場合

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件のうち、家計の経済状況に関する要件の所得に関する要件については、概ね2021年6月以降、前年の所得及び当年の住民税が確定するため、家計の経済状況に関する要件に対し、最新の家計の経済状況が適用されることとなります。

したがって、支援対象者の要件を満たす場合には、「高等教育修学支援制度授業料等免除（前期授業料減免）申請案内（翌年2月末公表予定）」に基づき、改めて授業料免除申請を行ってください。

7. 個人情報の取扱い

- (1) 申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、本学が行う「授業料（入学料）免除の審査・認定（選考）業務」を行うために利用します。また、認定（選考）結果は、本学の「授業料（入学料）の収納に関する業務」に利用します。
- (2) (1) により得られた個人情報及び授業料（入学料）免除の認定（選考）結果は、「授業料（入学料）の減免の対象者の認定手続に関する業務」において、独立行政法人日本学生支援機構に対して送付することがあります。
- (3) (1) により得られた個人情報及び授業料（入学料）免除の認定（選考）結果は、本学の「休退学等の学生異動に関する業務」や、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することがあります。なお、「大学教育の改善」、「学生支援の改善」、「大学の管理運営（各種統計調査・分析、事業企画等）」を目的として利用することがありますが、この場合個人が特定できないように処理します。
- (4) 上記(1)～(3)の業務を行うに当たり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだうえで、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部または一部を提供します。

8. その他

- (1) 高等教育修学支援制度では、支援対象者の要件のうち、「家計の経済状況に関する要件のうち所得に関する要件」に関わらず、学部在籍中に予期できない事由により家計が急変し、その急変の事由が高等教育修学支援制度で定める家計急変の支援対象者の要件に該当し、同制度の支援対象者として認められる場合は、同制度の支援を受けることができます。家計急変による授業料等免除の申請は上述の申請期間に関わらず随時申請受付を行います。15ページの「高等教育修学支援制度の家計急変による授業料等免除の申請」を参照してください。
- (2) 高等教育修学支援制度では、収納猶予はありません。新入生で入学料の収納猶予を希望する方は、本学独自制度となる「大阪大学授業料免除等制度」による入学料収納猶予の申請を併せて申請してください（入学料収納猶予を申請し許可された場合で、免除申請の結果が全額免除以外の納入を要する結果であるときは、期末の指定する期日まで収納が猶予されます。）。入学料収納猶予申請を希望する場合は、その取扱い等について特記事項があるため、17ページの「大阪大学授業料免除等制度の免除申請との併願申請における留意事項」を必ず確認してください。
- (3) 高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請期間は上述のとおりですが、本学では同制度による給付奨学金「在学採用」の申請受付を9月中旬から10月初旬の期間に行う予定です（詳しくは、大阪大学ホームページをご確認ください）。高等教育修学支援制度では、給付奨学金と授業料等減免をそれぞれ別に行う必要がありますので、必ず所定の期間内に手続きを行ってください。

«大阪大学ホームページ「日本学生支援機構給付奨学金」関連ページ»

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu>

- (4) 高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たし、高等教育修学支援制度の授業料等免除を申請した場合において、やむを得ず、入学手続で「入学料免除・収納猶予申請予定者票」を提出せずに入学金を納入してしまった場合の取扱いについては、原則として、免除の結果が発表された後、免除の結果により返付が必要なときは、免除された額の相当額を返付します。

- (5) 高等教育修学支援制度による授業料等免除の新規申請をされた方、及び[同制度による授業料免除の支援対象者として採用され継続申請をされた方](#)が、免除の結果が出る前に休退学等する場合などは、その取扱い等について特記事項があるため、19 ページの「高等教育修学支援制度の申請者・支援対象者が休退学等する場合の取扱い」を必ず確認してください。
- (6) 提出された必要書類等の書類は返却しません。また、本申請案内に記載する必要書類以外に追加書類について、別途提出を求めることがあります。
- (7) 提出された必要書類等の書類について、故意による虚偽の記載や事実との相違、偽造等により、入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合は、その許可は取り消され、入学料・授業料を納入することになります。また、特段の理由なく、学業成績が著しく不振な状況にある場合も同様です。
- (8) 高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請に関して、この申請案内の記載のほか、問い合わせ等があった内容で周知が必要な事項があるときは、本学ホームページに Q & A 等の掲載を行う可能性があります。

高等教育修学支援制度の家計急変による授業料等免除の申請

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件のうち「家計の経済状況に関する要件のうち所得に関する要件」に関わらず、学部在籍中に予期できない事由により家計が急変し、その急変の事由が高等教育修学支援制度で定める家計急変の支援対象者の要件に該当し、同制度の支援対象者として認められる場合は、同制度の支援を受けることができます。

1. 家計急変による採用の支援対象者となる家計急変事由及び申請条件

2021年10月以降、次表に掲げる家計急変事由が発生し、家計急変事由発生後から3か月以内に申請を行う方が支援対象者となります。

なお、2021年度10月入学の新入生については、次表に掲げる家計急変事由が、2020年1月から2021年3月までに発生した場合も支援対象となります。ただし、この場合、2021年12月までに申請を行う方に限ります。

家計急変事由
A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業（※）の場合に限る。）
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、離職理由コードが次表の1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)に該当する場合をいいます。

1A(11) 解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B(12) 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21) 雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B(22) 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C(23) 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A(31) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32) 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33) 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヵ月以上）
3D(34) 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヵ月未満）

（重 要）

- 上記の家計急変事由に該当する場合であっても、このことが確認できる証明書類等の提出ができる場合に限り、支援対象となります。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合に、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できる場合に限り、支援対象となります。
- 上記の家計急変事由により、収入が減少することを急変の前提としていますので、高等教育修学支援制度の「家計の経済状況に関する要件」のうち「所得に関する要件」以外の支援対象者の要件は満たしている必要があります。

2. 申請期間（申請時期）及び申請方法等

家計急変事由が発生し、家計急変事由発生後から3か月以内に申請を行うことが可能な方は随時申請の受付を行います。

ただし、家計急変による支援は、本学への事前相談を行っていることを前提として、申請案内で定める所定の申請期間のほか、随時申請の受付を行うことになるため、家計急変の事由が発生した場合には、速やかに学生センターまで申し出てください。

なお、事前相談を行っている場合で、申請案内で定める所定の申請期間に申請可能な場合は、学生センター担当者の指示により、申請案内で定める「申請システム」による申請を行ってください。申請案内で定める所定の申請期間外の申請は、事前相談の際に学生センター担当者から申請方法等を指示します。

申請書類等についても、事前相談の際に学生センター担当者から指示します。

家計急変による支援についても、原則として給付奨学金の家計急変採用を申請し、同奨学金に採用され、受給する方に対して、本学が授業料等免除を実施する仕組みです。支援対象者の要件の詳細や、提出すべき証明書類、その他、不明な点等がある場合は、日本学生支援機構給付奨学金関連の情報の確認及び本学の日本学生支援機構給付奨学金担当（豊中学生センター）に問い合わせてください。

○次表に授業料免除における通常の申請と家計急変による申請の違いを参考記載します。

	家計急変	通常
申請時期	年間を通じて随時（家計急変事由発生後3か月以内に申請）	年2回（申請案内に定める時期） 前期分授業料：3月～4月（予定） 後期分授業料：9月～10月（予定）
支援対象となる授業料	随時（家計急変により認定された給付奨学金の支給開始年月以降の授業料）	前期分授業料：4月～9月 後期分授業料：10月～翌年3月
支援対象者の可否を判定する所得の基準	家計急変事由が生じた後の所得	支援対象者の要件のうち「家計の経済状況に関する要件のうち所得に関する要件」の所得に基づき決定される最新の市町村民税所得割の課税標準額等（前期分授業料の申請の場合は前々年所得、後期分授業料の申請の場合は前年所得に基づきます）
支援対象者として認定された方の所得及び資産に関する適格認定	3か月ごと（家計急変事由発生から15か月経過後は1年ごと）に実施	翌年後期分授業料の減免認定の継続申請において実施
支援区分の変更	3か月ごと（家計急変事由発生から15か月経過後は1年ごと）に実施される所得及び資産に関する適格認定の結果を次の3か月の期間に反映（家計急変事由発生から15か月経過後は通常と同様の取扱い）	翌年後期分授業料に対して反映（その次の期の前期分授業料も同支援区分の適用）

（注）入学時に限っては入学科も家計急変の支援による免除の対象となります。

「大阪大学授業料免除等制度」の免除申請との併願申請における留意事項

学部在籍する日本人等学生（特別永住者、永住者などを含む）で、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方は、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の申請を行う必要があります。

なお、高等教育修学支援制度では入学料収納猶予がありませんので、入学料収納猶予の申請を希望する方は、「大阪大学授業料免除等制度」により申請を行ってください。ただし、申請（出願）条件に該当しない場合は、申請することができません。

«大阪大学授業料免除等制度»

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/remission/osaka-menjyo>

「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の申請者で、「大阪大学授業料免除等制度」の併願申請可能な申請の種類等は次のとおりです。

学部学生（新入生） ※令和3年度以降の入学者							
	高等教育修学支援制度による授業料等免除制度		大阪大学授業料免除等制度				
	入学料	授業料	入学料		授業料		
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予	分納
高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方	【必ず申請】 ○（セット）		△	【希望者で条件に該当する方】 ○	△	△	△

注1）各制度の申請（対象者）の要件を満たす場合、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の「入学料免除」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「入学料収納猶予」は、併せて申請することができます。

注2）各制度の申請（対象者）の要件を満たす場合でも、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の「授業料免除」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料免除」は、併せて申請することはできません。

注3）以下のいずれかに該当する方で高等教育修学支援制度に申請せず、「授業料収納猶予」・「分納」の申請を希望する場合は、「大阪大学授業料免除等制度」の「収納猶予」・「分納」のいずれかに申請することができます。

- ①高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過していない方
- ②高卒認定試験に合格（ただし、受験資格取得年度初日から合格まで5年を経過していないこと。5年を経過した後も毎年度認定試験を受験している場合は除く。）した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過していない方
- ③個別入学資格審査を経る場合にあつて20歳に達した年度の翌年度の末日までに入学する方
- ④転学・編入学にあつては入学前の在籍課程終了後から本学入学までに1年を経過していない方

留意事項

「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の「入学料免除」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「入学料収納猶予のみ」を併せて申請する場合の取扱い

「入学料収納猶予」は、「大阪大学授業料免除等制度」で申請できる制度であるため、「大阪大学授業料免除等制度」の「申請要項」に基づき、所定の申請手続（証明書類の提出を含む）を行う必要があるところですが、「入学料収納猶予のみ」の併願申請に限っては、特例的な対応として、「大阪大学授業料免除等制度」の「申請要項」に基づく所定の申請手続（証明書類の提出を含む）を不要とします。

「入学料収納猶予」の選考については、高等教育修学支援制度の授業料等減免の認定結果などの支援状況等を考慮し、収納猶予の可否を決定します。

なお、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の「入学料免除」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「入学料収納猶予のみ」の申請を行う場合には、「高等教育修学支援制度」の申請システムで登録する申請種類について「入学料減免+入学料収納猶予+授業料減免」を選択してください。

高等教育修学支援制度の申請者・支援対象者が休退学等する場合の取扱い

本学の授業料は、大阪大学学部学則及び大阪大学学生納付金規程に定める方法により納入を行います。授業料は年額を前期分（４月～９月分）と後期分（１０月～翌年３月分）の２期に分けて毎年度各期に納入いただきますが、高等教育修学支援制度の減免認定による授業料免除は、その各期（半期）の納入すべき授業料に対して認められた方に免除を実施します。

ただし、高等教育修学支援制度の減免認定による授業料免除は、法令の定めるところにより、給付奨学金の給付と連動のうえ、休学等の支援の停止期間を除き、在学（留学を含む）する期間について支援が行われるため、学期の途中で休退学等する場合においては、各期の在学する期間の月割相当額の授業料に対して、減免認定（以下「月割減免認定」という。）が実施されます。

なお、このような月割減免認定を行う場合でも、学期の途中で休退学等するときの授業料の納入方法は、大阪大学学部学則及び大阪大学学生納付金規程の定めるところによるため、高等教育修学支援制度の減免認定による授業料免除額、及びそれに基づく授業料の納入額の取扱いについては、複雑な仕組みとなります。

春・夏学期の休退学を予定している場合は前年度３月までに、秋・冬学期の休退学を予定している場合は当該年度９月までに所定の手続を完了していることを原則としますが、学期の途中の休退学のケースを例に、高等教育修学支援制度の減免認定による授業料免除の支援対象者あるいは申請者の方の免除額及び納入額がどのようになるのか、また、納入に関する取扱いがどのようになるのか、その考え方を以下に例示します。

例示における定義・条件・注意事項

- （１）後期分（１０月～翌年３月分）授業料におけるケースを示す。（例示は令和３年度の授業料の額）
- （２）授業料は後期分を納入することになりますが、例示では、便宜上、月割額で表示しています。
- （３）今年度前期分（４月～９月分）授業料について、第Ⅱ区分（２／３支援）の減免認定を受け前期分授業料の納入が２／３免除となった学部２年生が、後期の授業料減免の継続認定申請を行い、適格認定（家計の経済状況）の結果、引き続き、第Ⅱ区分（２／３支援）の減免認定を受け後期分授業料の納入が２／３免除されるものとする。ただし、本学の後期分授業料免除の結果発表については、本申請案内に記載のとおり、翌年１月末日に行われるものとする。
- （４）以下の例示は現時点の考え方の一部を示すものであり、詳細については高等教育修学支援制度及び本学の定めるところにより運用されるものとする。

【例１】 1 1月1日から翌年3月3 0日まで休学する場合（1 0月中に休学手続）							
	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月	合計額
後期正規納入額（月割額）	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
（A）減免認定対象月（月割額）	44,650	休学（高等教育修学支援制度の支援停止期間）					44,650
（B）減免認定対象外月（月割額）		休学（学部学則等に基づく休学による授業料免除期間）					0
（C）（A）減免認定対象月（月割額）に対する減免認定「支援区分（2／3支援）」による授業料免除額							29,800
計算：（A）減免認定対象月（月割額）44,650（10月分） $\times 2/3 = 29,766.66666\cdots$ ÷授業料免除額 29,800（10の位切り上げ）							
（D）納入額（A－C＋B）							14,850
○特記事項							
・ 1 0月中に学期途中の休学の手続を行い許可された場合、後期分授業料は休学の異動日までの月割相当額の納入でよい（学部学則第4 8条）							
・ 翌年1月末の結果発表までの間、休学期間中も特例的に納入を猶予し、結果発表後に納入を要する金額について、指定する期日までに納入する							
（本来は休学手続において1 0月分の授業料納入が先に必要なところ高等教育修学支援制度の支援に限っては特例を講じる）							

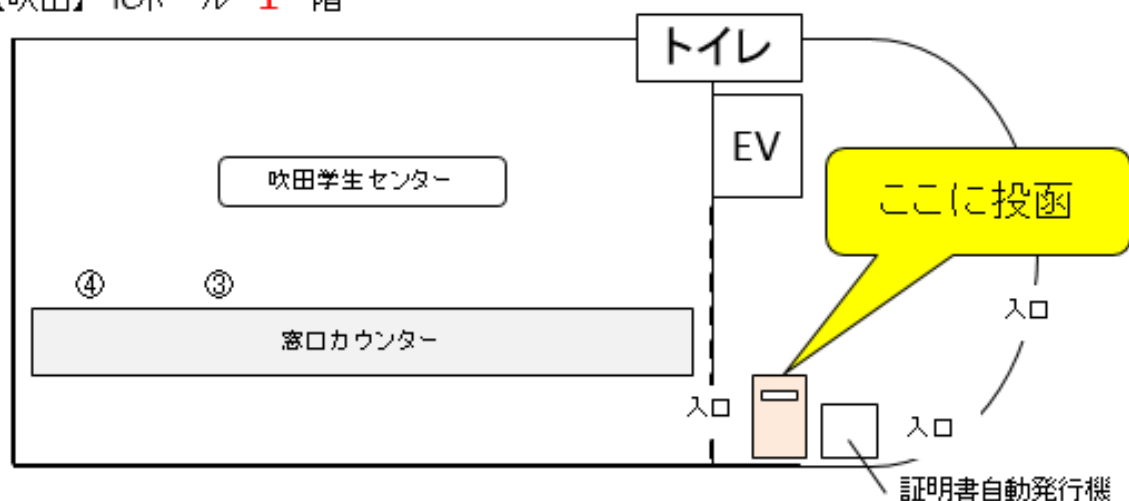
【例２】１０月３０日付けで退学する場合（１０月中に退学手続）

	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月	合計額
後期正規納入額（月割額）	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
（A）減免認定対象月（月割額）	44,650	退学（高等教育修学支援制度の支援の終了）					44,650
（B）減免認定対象外月（月割額）		退学（離籍）					0
（C）（A）減免認定対象月（月割額）に対する減免認定「支援区分（2／3支援）」による授業料免除額 計算：（A）減免認定対象月（月割額）44,650（10月分） $\times 2/3 = 29,766.66666\dots \div$ 授業料免除額 29,800（10の位切り上げ）							29,800
（D）納入額（A－C＋B）							14,850
○特記事項							
・10月中に学期途中の退学の手続きを行い許可された場合、前期分授業料は退学の異動日までの月割相当額の納入でよい（学部学則第48条）							
・退学（離籍）してしまうことから、減免認定前の10月分の授業料について退学手続きを行う際に先に納入する （免除対象は在学期間中のみのため、10月の1か月分が対象となる。翌年1月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する）							

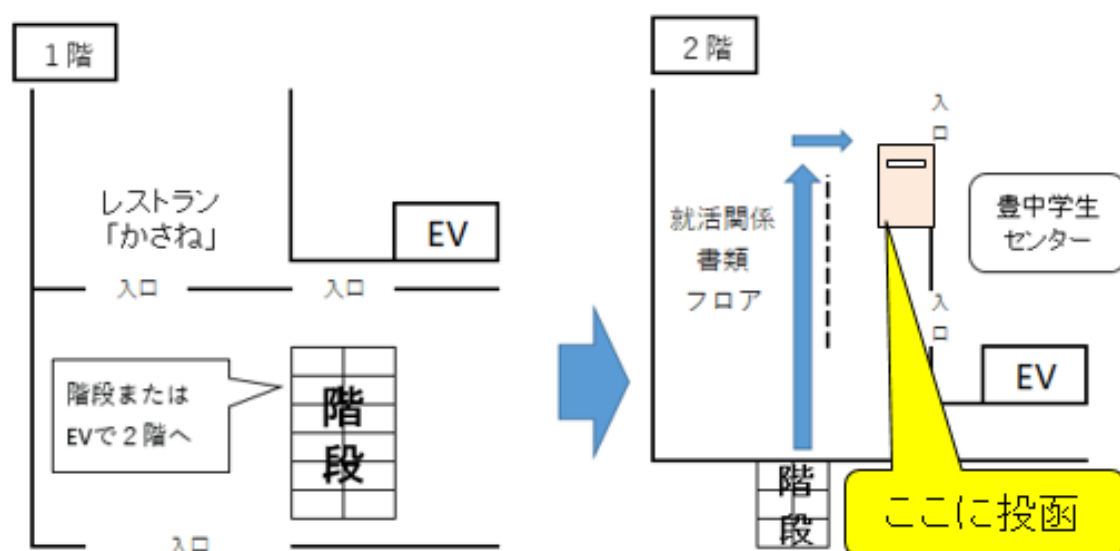
【例3】12月31日付けで退学する場合（11月1日以降11月中に退学手続）							
	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月	合計額
後期正規納入額（月割額）	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
（A）減免認定対象月（月割額）	44,650	44,650	44,650	退学（高等教育修学支援制度の支援の終了）			133,950
（B）減免認定対象外月（月割額）				44,650	44,650	44,650	133,950
（C）（A）減免認定対象月（月割額）に対する減免認定「支援区分（2／3支援）」による授業料免除額 計算：（A）減免認定対象月（月割額）133,950（10～12月分）×2/3＝授業料免除額 89,300							89,300
（D）納入額（A－C＋B）							178,600
○特記事項 ・11月以降に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、後期分授業料は全額を納入する必要がある（学部学則第48条） ・退学（離籍）してしまうことから、減免認定前の後期分授業料について退学手続きを行う際に先に納入する （免除対象は在学期間中のみのため、10月～12月の3か月分が対象となる。翌年1月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する）							

キャンパスの学生センター書類提出 BOX（申請書提出場所）所在図

【吹田】 ICホール 1 階



【豊中】 学生交流棟 2 階



【箕面】 外国学研究講義棟 2 階

